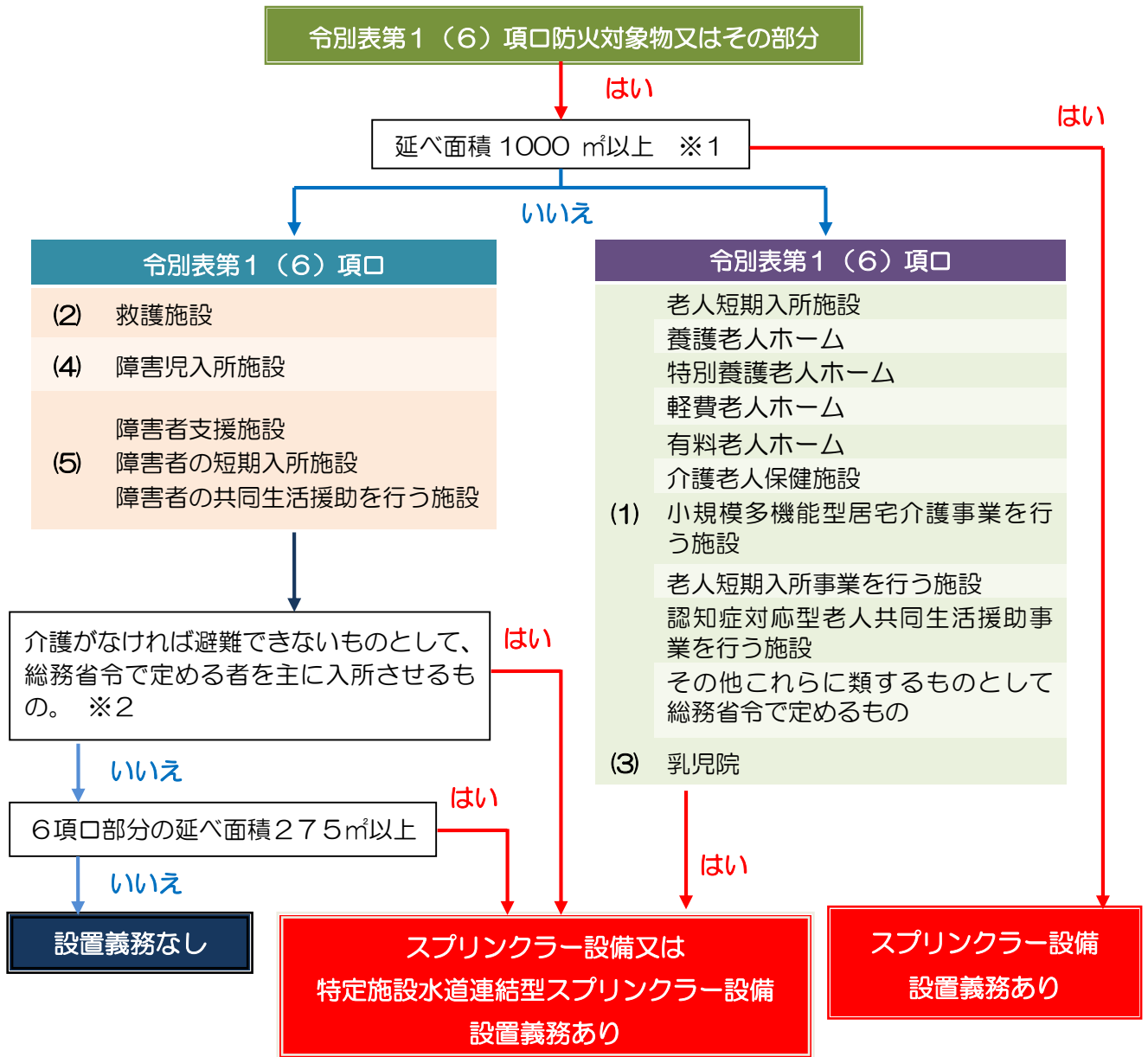


●スプリンクラー設備の設置基準のフローチャート



※1 火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するものは、スプリンクラー設備の設置を要しない。

※2 乳児・幼児並びに障害者に対する支援の程度を判定する調査項目において、避難に関する項目の判定内容が避難困難と判定されるものをいう（改正施行規則第12条の3）